

京都大学事務組織規程の一部改正について

京都大学事務組織規程の一部を改正する規程案
京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次に掲げる部」を「次に掲げる部及び室」に、「共通教育推進部」を「共通教育推進部内部監査室」に改める。

「広報課
社会連携推進課
事務改革推進室」

第三条第一項中「次に掲げる課」を「次に掲げる課及び室」に、「広報課」を「広報課、社会連携推進課、事務改革推進室」に改め、同条第三項中「次の専門員、」

を「課長補佐並びに次の」に改め、
「専門員(企画担当)
専門員(渉外担当)
専門職員(情報公開担当)」
を削り、「広報企画掛」を「広報掛」に、「渉外企画掛」を「情報公開掛」

に改め、同条に次の二項を加える。

4 社会連携推進課に課長補佐及び次の掛を置く。

社会連携
時計台記念館
総合博物館

事務改革推進室に室長、室長補佐及び事務改革推進掛を置く。

第五条第二項中「並びに次の専門職員及び掛」を「及び次の掛」に、「専門職員（総務担当）」を「総務掛」に改め、同条第三項中「専門職員（採用試験制度担当）」を「専門職員（人事システム・企画開発担当）」に、「専門職員（給与制度担当）」を「統括人事掛」に改め、「専門職員（採用試験制度担当）」を「第一人事掛」に改め、「第二人事掛」に改め、「第三人事掛」に改め、

一給与掛
二給与掛」を削る。

第六条第二項中「及び掛」を、「専門職員及び掛」に、「課長補佐（総務主査）」を「課長補佐（総務主査）」に、「課長補佐（監査主査）」を「専門職員（財務分析担当）」に、「企画法規掛」「企画調整掛」を「財務企画掛」に、「決算掛」を「第一決算掛」「第二決算掛」に改め、「財務企画掛」を削り、同条第四項中「契約管理掛」を「契約管理掛」「経理掛」に改め、「第三契約掛」を削り、同条第五項中「課長補佐並びに次の専門員」を「次の課長補佐」に、「専門員（固定資産管理担当）」を「課長補佐（管理主査）」に、「宿舎掛」を「資産運用掛」に改める。

第七條第一項中
「企画課
建築課
機械設備課
電気情報設備課」
を
「施設企画課
施設整備課
施設活用課
環境安全課」
に改め、同条第二項中「企画課」を「施設企画課」に改め、「専門職員」を削り、

る。

第十条を次のように改める。
第十条 情報環境部に、次に掲げる課を置く。

情報企画課
情報基盤課

2 情報企画課に次の課長補佐、専門員、専門職員及び掛を置く。

課長補佐（企画・総務主査）

課長補佐（業務システム主査）

専門員（電子事務局推進担当）

専門員（業務システム担当）

専門職員（人事・給与システム担当）

専門職員（学務システム担当）

総務掛

企画掛

財務掛

研究協力掛

企画開発掛

情報管理掛

3 情報基盤課に次の掛を置く。

全国共同利用掛

学内共同利用掛

第十一条中「共通教育推進部」を「共通教育推進課」に改め、「課長補佐（総務主査）」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項

として次の一項を加える。

共通教育推進部に共通教育推進課を置く。

第十一条の次に次の一条を加える。

（内部監査室）

第十一条の二 内部監査室に室長、室長補佐及び内部監査掛を置く。

第十二条第一項中「医学部附属病院及び学術情報メディアセンター」を「及び医学部附属病院」に改め、同条中第八項を削り、第九

項を第八項とし、第十項を第九項とし、第十一项を第十項とする。

第十八条中

専門職員（企画担当）

専門職員（人事担当）

専門職員（教務担当）

専門職員（教務担当）

専門職員（教務担当）

専門職員（教務担当）

専門職員（教務担当）

専門職員（教務担当）

専門職員（教務担当）

専門職員（教務担当）

専門職員（教務担当）

専門職員（教務担当）

「専門職員（企画担当）」を「専門職員（安全管理担当）」に、「総務掛」を「人事掛」に、「教務掛」を「教務掛」に改め

専門職員（人事担当）を「専門職員（安全管理担当）」に、「総務掛」を「人事掛」に、「教務掛」を「教務掛」に改め

専門職員（教務担当）を「専門職員（安全管理担当）」に、「総務掛」を「人事掛」に、「教務掛」を「教務掛」に改め

専門職員（教務担当）を「専門職員（安全管理担当）」に、「総務掛」を「人事掛」に、「教務掛」を「教務掛」に改め

専門職員（教務担当）を「専門職員（安全管理担当）」に、「総務掛」を「人事掛」に、「教務掛」を「教務掛」に改め

専門職員（教務担当）を「専門職員（安全管理担当）」に、「総務掛」を「人事掛」に、「教務掛」を「教務掛」に改め

専門職員（教務担当）を「専門職員（安全管理担当）」に、「総務掛」を「人事掛」に、「教務掛」を「教務掛」に改め

専門職員（教務担当）を「専門職員（安全管理担当）」に、「総務掛」を「人事掛」に、「教務掛」を「教務掛」に改め

専門職員（教務担当）を「専門職員（安全管理担当）」に、「総務掛」を「人事掛」に、「教務掛」を「教務掛」に改め

専門職員（教務担当）を「専門職員（安全管理担当）」に、「総務掛」を「人事掛」に、「教務掛」を「教務掛」に改め

専門職員（教務担当）を「専門職員（安全管理担当）」に、「総務掛」を「人事掛」に、「教務掛」を「教務掛」に改め

専門職員（教務担当）を「専門職員（安全管理担当）」に、「総務掛」を「人事掛」に、「教務掛」を「教務掛」に改め

「専門職員（地球系総務・教務担当）」に改め、「Aクラスター事務区会計掛」を

削り、同条第四項中「次の専門員、専門職員」を「課長補佐並びに次の専門職員」に改め、「専門員（桂キャンパス施設移転契約担当）」

を削り、「専門職員（桂キャンパス施設移転経理担当）」を「専門職員（桂キャンパス施設移転経理担当）」に、「施設管理掛」を「施設

管理掛」を「施設管理掛」に、「施設管理掛」を「施設管理掛」に改め

専門職員（桂キャンパス施設移転経理担当）」を「専門職員（桂キャンパス施設移転経理担当）」に、「施設管理掛」を「施設

管理掛」を「施設管理掛」に、「施設管理掛」を「施設管理掛」に改め

専門職員（桂キャンパス施設移転経理担当）」を「専門職員（桂キャンパス施設移転経理担当）」に、「施設管理掛」を「施設

管理掛」を「施設管理掛」に、「施設管理掛」を「施設管理掛」に改め

専門職員（桂キャンパス施設移転経理担当）」を「専門職員（桂キャンパス施設移転経理担当）」に、「施設管理掛」を「施設

管理掛」を「施設管理掛」に、「施設管理掛」を「施設管理掛」に改め

専門職員（桂キャンパス施設移転経理担当）」を「専門職員（桂キャンパス施設移転経理担当）」に、「施設管理掛」を「施設

管理掛
ラスター事務区会計掛」に改め、同条第五項中「課長補佐及び次の掛」を「次の専門職員及び掛」に、「大学院掛」を「専門職員（物理系担当）」に、「留学生掛」を「留学生掛」に改める。
Aクラスター事務区教務掛」に改める。

に、「留学生掛」を「留学生掛」に改める。

第二十一条第三項中「専門員（農場担当）専門員（フィールド科学教育研究センター担当）」を「専門員（フィールド科学教育研究センター担当）」に、「専門職員（地域環境科学・生物資源経済学専攻担当）」を「専門職員（農場担当）専門職員（地域環境科学・生物資源経済学専攻担当）」に改める。

第二十二条中「次の掛」を「事務長補佐並びに次の専門職員及び掛」に、「総務掛」を「専門職員（専攻事務総務担当）」に、「整理掛」を「情報管理掛」に改める。
「学術情報掛」に改める。

第二十二条の三中「次の掛」を「次の専門職員及び掛」に、「総務・教務掛」を「専門職員（図書担当）」に改める。
「総務・教務掛」を「専門職員（共同利用掛・国際交流担当）」に改める。

第二十八条中「次の掛」を「次の専門職員及び掛」に、「総務掛」を「専門職員（共同利用掛・国際交流担当）」に改める。

第三十二条を次のように改める。
第三十二条 削除

第三十四条第一項中「及び室」を削り、「管理課」「経営管理課」「医事課」「経理・調達課」「企画課」「医療サービス課」に改め、同条第二項中「及び室」及び「又は室長」を削り、同

条第三項中「課長補佐（人事・労務・安全主査）」を「課長補佐（人事・給与主査）」に、「総務掛」を「総務掛」「人事掛」に改め、同条第六項を削り、同条第五項を次のように改める。

5 医務課に次の課長補佐、専門職員及び掛を置く。

課長補佐（医務主査）
課長補佐（業務主査）

専門職員（中央診療施設担当）

専門職員（診療報酬対策外来担当）

専門職員（診療報酬対策入院担当）

医務企画掛

収入掛

債権管理掛

南西医療事務掛

外来掛

入院掛

保険福祉掛

第三十四条中第五項を第六項とし、同条第四項中「管理課」を「経理・調達課」に、「課長補佐（経理主査）」を「課長補佐（調達主査）」

に改め、「課長補佐（契約・物流主査）」

に改め、財務掛 給与掛 を削り、「産学経理掛」を「産学経理掛」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に

「産学経理掛」

次の一項を加える。

4 経営管理課に次の課長補佐及び掛を置く。

課長補佐（財務管理主査）

課長補佐（経営調整主査）

経営管理掛

財務掛

経営分析掛

医療情報管理掛

第三十四条に次の一項を加える。

7 医療サービス課に課長補佐並びに次の専門職員及び掛を置く。

専門職員（地域連携担当）

専門職員（安全管理担当）

総務・訟務掛

診療情報業務掛

第三十五条第五項中「研究協力掛」を「研究支援掛」に、「共同利用掛」を「産学連携掛」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四

項を次のように改める。

4 経理課に課長補佐及び次の掛を置く。

第一運営費掛

第二運営費掛

給与・共済掛

資産管理掛

施設運用掛

衛生・安全掛

「専門員（化学研究所担当）」

第三十五条中第四項を第五項とし、同条第三項中 専門員（エネルギー理工学研究所担当）

専門員（生存圏研究所担当）

専門員（防災研究所担当）

専門員（化学研究所担当）

専門員（エネルギー理工学研究所担当）

専門員（生存圏研究所担当）

専門員（化学研究所担当）

専門員（エネルギー理工学研究所担当）

専門員（生存圏研究所担当）

専門員（化学研究所担当）

専門員（エネルギー理工学研究所担当）

専門員（生存圏研究所担当）

専門員(防災研究所担当)

第三十八条第一項中「部局事務部の課長及び室長」を「事務本部の室長及び部局事務部の課長」に改め、同条第二項中「主任専門職員」を削る。

第四十条第一項中「第八項」を「第七項」に、「第九項」を「第八項」に改め、「宇治地区事務部」の下に「及び同条第九項に定める三研究科共通事務部」を加え、「事務部長」を「当該事務部の長」に改める。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。